

三重県環境管理マニュアル		章	4. 3
表題	環境マネジメントシステムの要求事項	制定日	平成 11 年 10 月 1 日
	計画、環境側面 (第 23 版)	改定日	<u>平成 23 年 9 月 30 日</u>

4.3 計画

4.3.1 環境側面

組織は、環境に著しい影響を与える又は与える可能性のある側面（著しい環境側面）を決定するために、適用対象範囲における事務事業活動について、自らが管理できる環境側面及び自らが影響を及ぼせる環境側面を特定する手順を確立し、実施し、維持する。

(1) 環境側面抽出及び環境影響評価の実施

ア 環境管理者は、環境管理責任者からの環境側面の抽出及び環境影響評価の実施の指示を受け、総括環境推進員に対し、「三重県環境マネジメントハンドブック」に基づいて「環境側面区分表（様式A）、環境影響評価表（様式C）（以下「区分・評価表」という。）」の作成を指示する。

イ 総括環境推進員は、環境推進員に対し、区分・評価表の作成を指示する。

ウ 環境推進員は、所属職員に指示して区分・評価表を作成する。

エ 環境推進員は、環境影響評価の結果、様式Cについて、評点が10点以上の環境側面及び緊急事態の可能性のあるすべての環境側面を著しい環境側面として特定し、室長等・事務所長等の確認を得て、ISO サーバに登録する。

オ オフィス活動、公共工事、イベント、試験研究等については、事務局がすべての環境側面を著しい環境側面として特定し、人材政策室長の承認を得て、ISO サーバに登録し、MICSに掲載する。

カ 「環境基本計画」、「三重県環境基本計画アクションプラン」に掲げる環境に有益な事業については、すべて著しい環境側面と特定する。

(2) 環境側面抽出及び環境影響評価の見直し

環境側面抽出及び環境影響評価の見直しは、次の時期に実施し、最新化を図るものとする。

ア 毎年1回のシステムの定期見直し時(毎年4月から6月)

イ システムの監査の結果、不適合が発生した時または予測される時で、環境管理責任者の指示があった時

ウ その他、環境管理責任者が必要と認める時

(3) 環境マネジメントシステムへの反映

環境マネジメントシステムを構築・運用するにあたって、登録した著しい環境側面を確実に反映させる。

環境側面特定登録・周知・公開フロー

